

英国におけるメディア多様性の測定手法に関する事例研究 —BSkyB買収事件—

平成26年3月

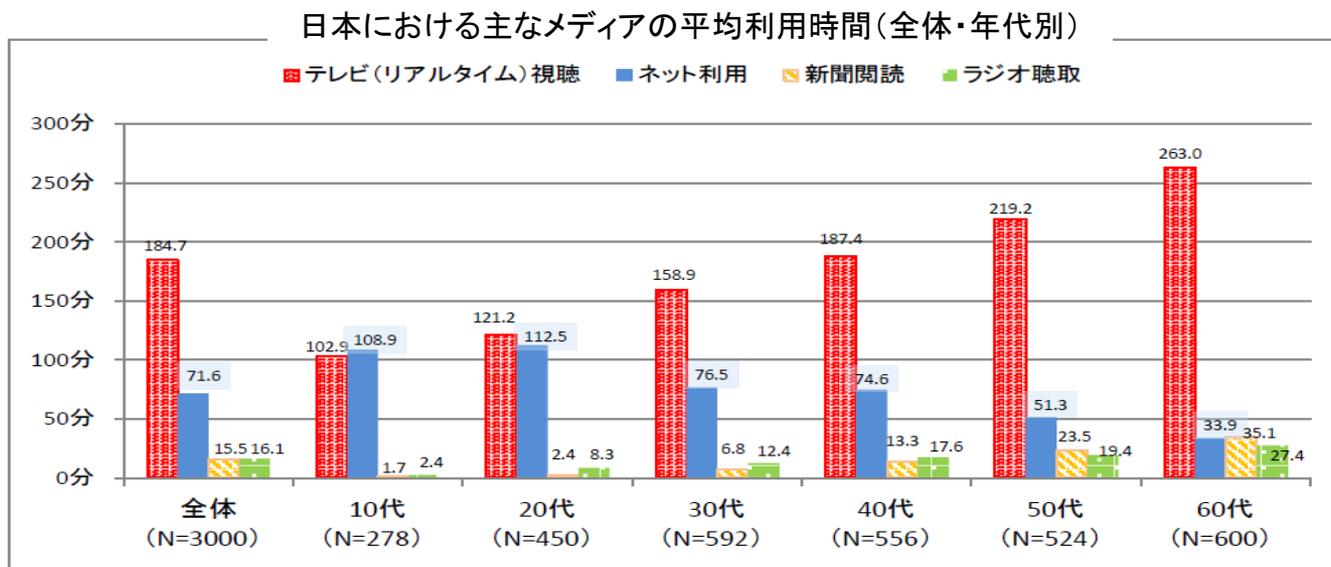
総務省情報通信政策研究所

主任研究官 数 永 信 徳

朝起きて、一番初めにニュースを見るのは、「部屋のテレビ」？ 「リビングでの新聞」？
それとも・・・通勤電車の中での「スマートフォン」や「タブレット端末」？

従来、ニュースの情報源としてのメディアと言えば、「テレビ」、「ラジオ」、「新聞」が代表的なものであった。

しかし、インターネットの社会基盤化を背景に、オンライン・ニュースやソーシャルメディアなど新たなメディアの進展が人々の情報行動に新たな選択肢を与えている。



※各メディアの利用内容はニュース視聴に限定せず、ジャンル等は不問。
※※テレビ(リアルタイム)視聴:機器を問わないテレビのリアルタイム視聴。

「基本的情報」

メディアから提供されるニュースなどの「基本的情報」は、人々が日々の生活を送る上において、様々なことを認識したり、判断したりするために欠かすことのできないもの。

社会全体に公平に提供されるために

それゆえ、「基本的情報」は社会全体に公平に提供されることが求められる。



したがって、一部の人々によってメディアが独占される状況を回避することが不可欠。



そのため、メディアの多様性を確保する必要性から、有効な情報発信手段であるメディアに対して「クロスメディア所有規制」が規定されてきた。

(英国における実質的なクロスメディア所有規制は、「2003年通信法附則第14」と「2002年企業法第3部」に規定。)



しかし、もし人々が「基本的情報」を入手する情報源として、従来型のメディアだけでなく、インターネットを活用したオンライン・ニュースやソーシャルメディアなど新たなメディアを選択しはじめているとしたら・・・

「クロスメディア所有規制」

特定の者が、「テレビ」、「ラジオ」、「新聞」といった複数メディアを所有することを制限すること。

実際に問題となる事例

「メディア企業」が他の「メディア企業」を買収する事件の審査において典型的である。そして、事件の審査では、買収後においてもなお、メディアの多様性が確保されているかどうかの判断が行われるはず・・・

事件は、実際に2011年11月に英国で起きた。ルパート・マードックが率いる米国の複合メディア企業であるニュース・コーポレーション社による英国唯一の衛星放送事業者BSkyB社の買収事件、いわゆる「BSkyB買収事件」である。

論点

- ① オンライン・ニュースやソーシャルメディアなど新たなメディアもメディア多様性の測定対象としていたのかどうか？
- ② 異なるメディアを統一的に測定するために、どのようなメディア多様性の測定手法が用いられたのか？

事件の端緒

2010年11月3日、米国の複合メディア企業ニュース社が英国の衛星放送事業者であるBSkyBの株式を100%取得して完全子会社化する買収計画を公表。

審査の経過

審査の観点	審査機関	該当法令
競争政策	欧州委員会	欧州連合理事会企業合併規則 139/2004号
メディア多様性	英国政府	英国2002年企業法

競争政策

2010年12月21日に欧州委員会が買収承認。

メディア多様性

2010年11月4日 英国担当国務大臣から英国通信庁(Ofcom)へ調査要請。

2010年12月31日 英国通信庁(Ofcom)が調査報告書を提出。

2011年1月～6月 英国通信庁(Ofcom)の調査報告書をもとに議論。ニュース社が当初の買収計画を修正したことで、買収承認の方向へ。

2011年7月5日 ニュース・オブ・ザ・ワールドによる電話盗聴取材疑惑発覚。

2011年7月13日 ニュース社がBSkyB買収計画を取り下げ。

英国2002年企業法第58条「メディア企業の合併に関する公益性審査基準」が適用される。※当該条項は、メディア横断的な企業結合事件への適用が想定されることから、実質的な「クロスメディア所有規制」と言える。

英国2002年企業法第58条2C(a)

「英国全土、英国の特定地域又は英国の地方(locality)におけるそれぞれ異なる視聴者に対して、これらにサービスを提供するメディア企業を支配する者が十分に多様であること。」

BSkyB買収事件は「新聞社(ニュース社)」と「放送局(BSkyB)」というメディア企業の結合であることから、「メディア企業を支配するものが十分に多様であること」について、買収前と買収後でどの程度の変動が生じるかが焦点となる。

したがって、

- ① オンライン・ニュースやソーシャルメディアなど新たなメディアも対象として測定するのか？
- ② 異なるメディア、すなわちクロスメディアにおいてメディア多様性をどのように測定するのか？

が論点となってくる。

本来であれば、インターネットを活用したサービスは、英国2002年企業法第58条の「メディア企業」の定義には含まれない。

しかし、英国通信庁(Ofcom)は、「インターネットは、ニュースの情報源としてメディア多様性の審査に大きく関連する」として、オンライン・ニュースやソーシャルメディアなど新たなメディアもメディア多様性の測定対象とした。

Ofcom「ニューズ・コーポレーションによるBSkyB買収事件における公益性審査基準に関する調査報告書」(2010.12.31) p19, 2.17, 2.18
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/public-interest-test-nov2010/statement/public-interest-test-report.pdf>

英国2002年企業法第58条の解釈条項である第58条Aには、以下のように規定されている。

英国2002年企業法第58条A(1)

「第58条及びこの条の適用上、メディア企業とは、放送を本質的な特徴とする (consist in)、又は放送を不可避の部分として含む(involve)企業をいう。」

したがって、本来は、英国の法制度上、「メディア企業」にインターネットは含まれない。

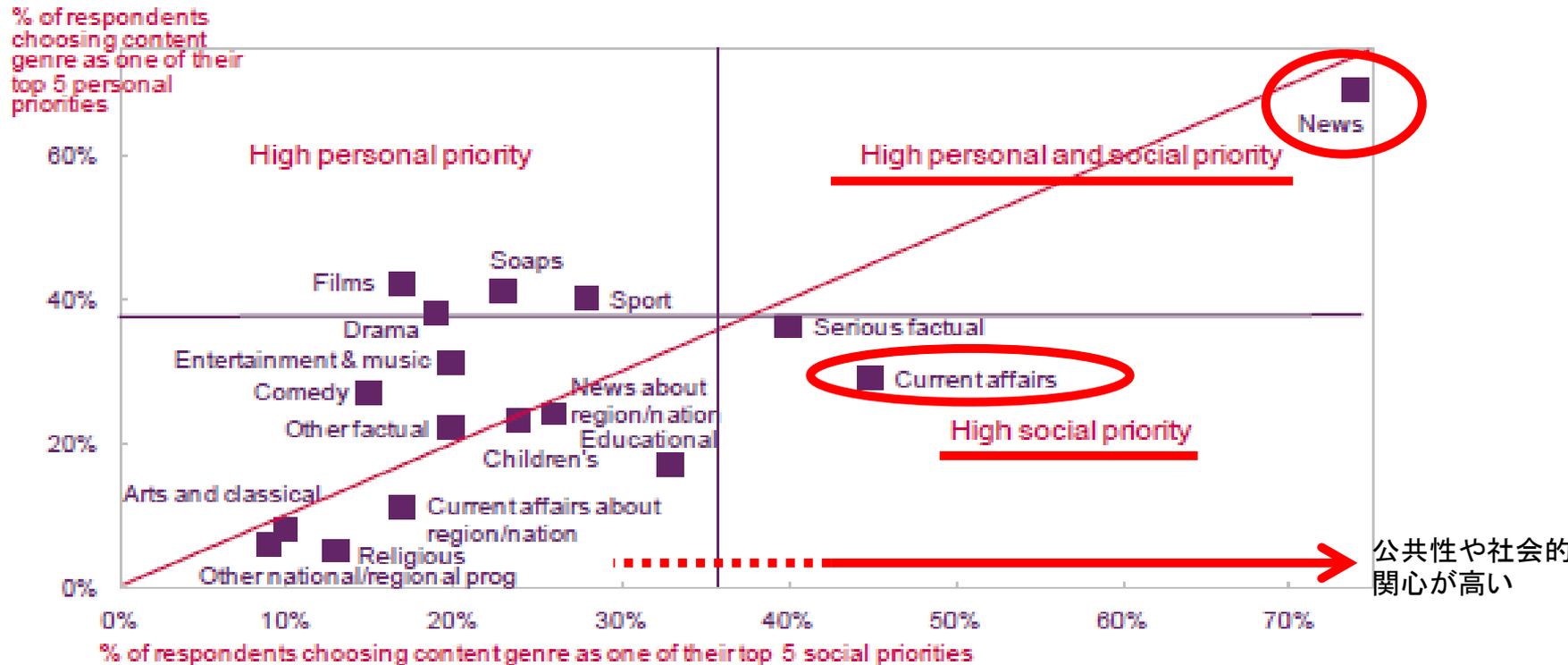
英国文化・メディア・スポーツ省(DCMS)「メディア所有と多様性－意見募集－」(2013.7.30) p5, note3
<https://www.gov.uk/government/consultations/media-ownership-and-plurality>

しかし、英国通信庁(Ofcom)は、「メディア企業の十分な(sufficiency)多様性を審査する際には、メディア企業やその他の者によってインターネットで公表されるコンテンツも考慮に入れる。」として調査を開始した。

メディア多様性の測定対象とするジャンルは、人々にとって公共性や社会的関心が高い「ニュース(news)」と「時事問題(current affairs)」を対象とする。

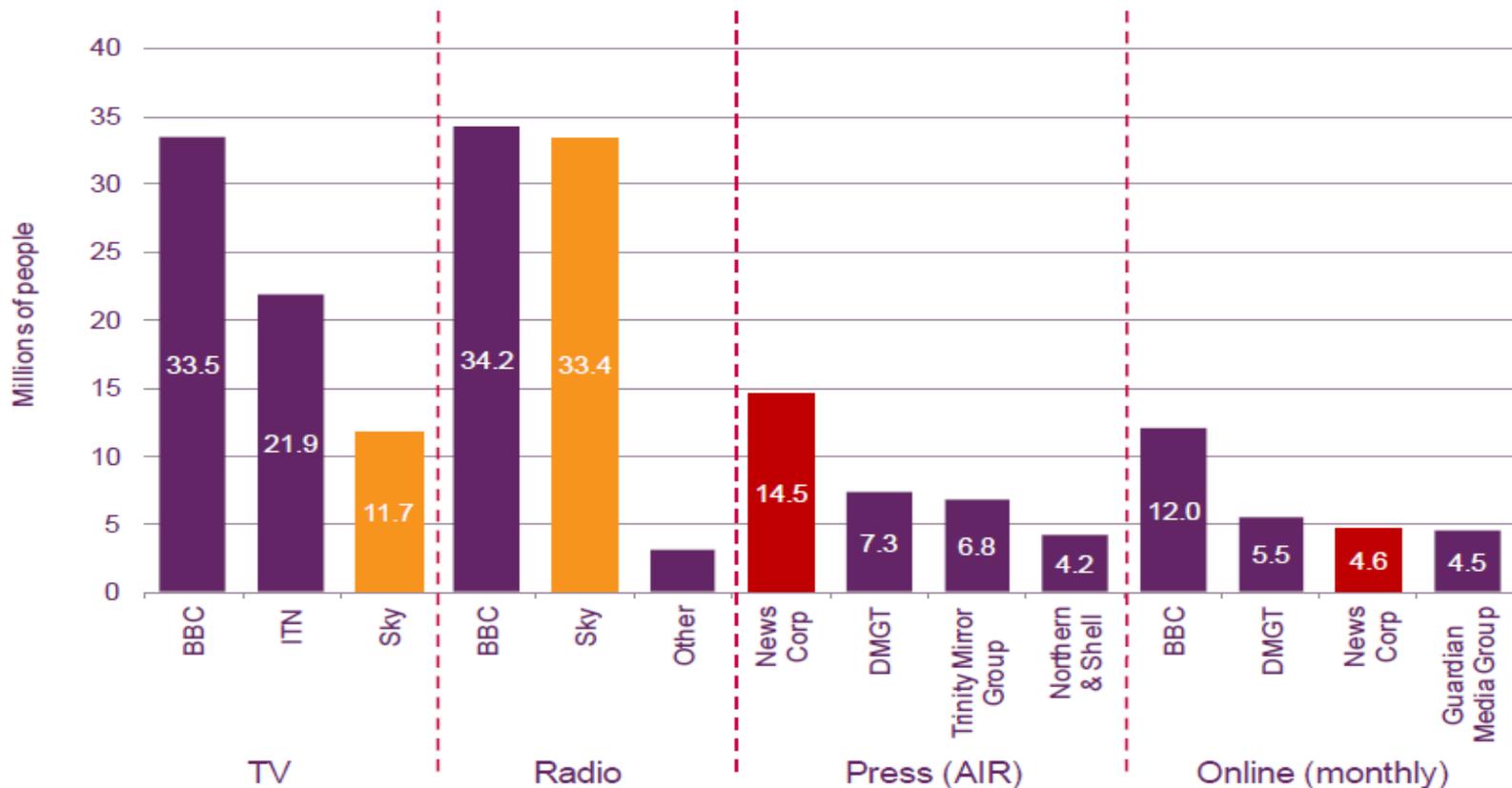
Ofcom「ニュース・コーポレーションによるBSkyB買収事件における公益性審査基準に関する調査報告書」(2010.12.31) p6, 1.15
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/public-interest-test-nov2010/statement/public-interest-test-report.pdf>

Figure 4 - Mapping social and personal importance for content genres on main TV channels



ニュースの視聴等に関する既存のデータは、「テレビ」、「ラジオ」、「新聞」、「インターネット」といったメディア別の測定結果であることから、クロスメディアにおけるメディア多様性の測定には適さない。

Figure 15 - Reach across platform (millions of people) at wholesale level



メディア別の既存データのほかに、ニュースの視聴に関するクロスメディア調査として、英国カンターメディア社による「ニュースの視聴時間」の既存の調査結果がある。

しかし、「1分間テレビを視聴すること」と「新聞を1分間読むこと」を同一の評価とすることが適切かどうかという問題があり、この測定手法だけでクロスメディアにおけるメディア多様性の測定結果とすることは難しい。

Ofcom「ニューズ・コーポレーションによるBSkyB買収事件における公益性審査基準に関する調査報告書」(2010.12.31) p57, 5.25
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/public-interest-test-nov2010/statement/public-interest-test-report.pdf>

Figure 25: Share of news consumption by media enterprise at the wholesale level

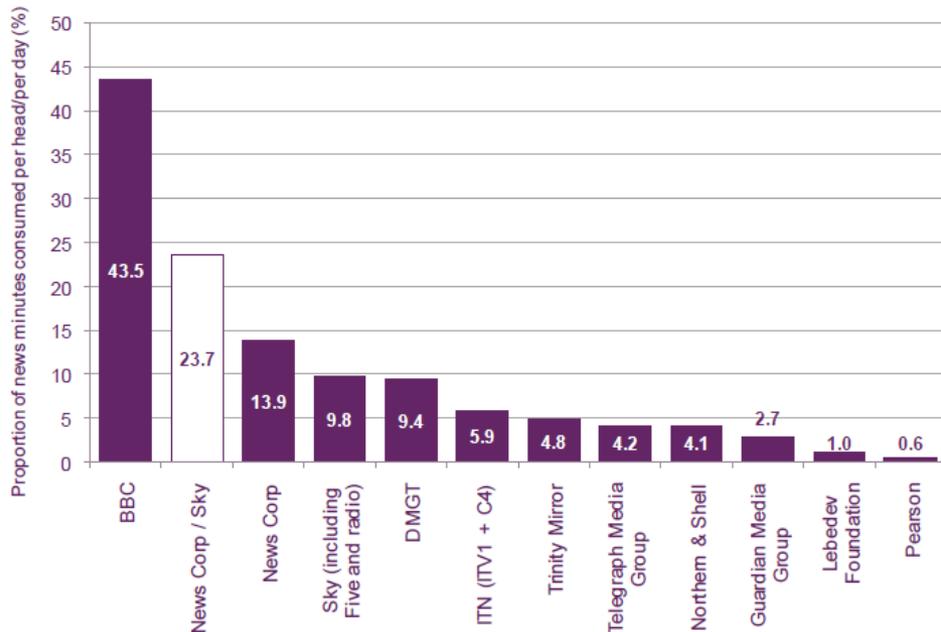


Figure 26 - Proportion (%) of news minutes consumed per head/per day by platform and provider¹²⁶

	Papers ¹	TV ²	Radio ³	Online ⁴	Total
Sky (including radio)	0.0	2.4	6.7	0.0	9.1
Five	0.0	0.7	0.0	0.0	0.7
News Corp	13.8	0.0	0.0	0.1	13.9
News Corp / Sky	13.8	3.1	6.7	0.1	23.7
BBC	0.0	24.9	18.3	0.3	43.5
ITV 1	0.0	4.8	0.0	0.0	4.8
Channel 4	0.0	1.1	0.0	0.0	1.1
ITN (ITV1 + C4)	0.0	5.9	0.0	0.0	5.9
DMGT	9.2	0.0	0.0	0.2	9.4
Trinity Mirror	4.8	0.0	0.0	0.0	4.8
Telegraph Media Group	4.2	0.0	0.0	0.1	4.2
Northern & Shell	4.1	0.0	0.0	0.0	4.1
Guardian Media Group	2.6	0.0	0.0	0.1	2.7
Lebedev Foundation	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0
Pearson	0.6	0.0	0.0	0.0	0.6
Total	40.3	33.9	25.1	0.7	100.0

Ofcom「ニューズ・コーポレーションによるBSkyB買収事件における公益性審査基準に関する調査報告書」(2010.12.31) p58-59 図25, 26
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/public-interest-test-nov2010/statement/public-interest-test-report.pdf>

ニュースの視聴等について、統一的な基準を持った有効な既存のクロスメディアの測定手法は存在しない。

そのため、既存のデータに基づくリサーチ (secondary research) ではなく、新たなデータを得るために新たなリサーチ (primary research) を企画することが必要となった。

調査期間: 2010年11月19日～23日

調査対象: 英国成人2,018名

調査方法: 対面調査

質問内容: 国内ニュース、国際ニュース、時事問題

質問項目:

Q1: 以下のリストから、国内ニュース、国際ニュース及び時事問題について、いつも利用しているメディアを教えてください。「いつも」とは、最低週一回です。

「①テレビ、②新聞、③ラジオ、④パソコンでのインターネット、⑤携帯電話でのインターネット、⑥テレビの文字放送、⑦雑誌、⑧ロコミ、⑨ニュースを見ない」

Q2～Q8:

Q1で①～⑤の回答者について、具体的なメディア名(テレビ局名、新聞社名、インターネットのサイト名など)の選択肢が示され調査が進められていく。

特に、インターネットをニュースの情報源としていると回答した人へのQ7では、テレビ局や新聞社等の各ウェブサイトに加え、「Google news/ Yahoo news/ MSN news」、「ブログ」といった選択肢も示されている。

「クロスメディア利用動向率(share of references)」の算出方法

試算例【回答者:4名、総回答メディア数:20メディア】

【算出方法】

回答者	いつも利用している ニュース情報源のメディア	卸売メディア としての分類	小売メディア としての分類
A	BBC One	BBC	BBC
	BBC website	BBC	BBC
	Channel 4	ITN	Channel 4
	Classic FM	Sky	商業ラジオ
	The Sun	News Corp.	News Corp.
B	BBC One	BBC	BBC
	BBC Radio Two	BBC	BBC
	ITV1	ITN	ITV
	Channel 4	ITN	Channel 4
	The Mirror	Trinity Mirror	Trinity Mirror
	Daily Mirror website	Trinity Mirror	Trinity Mirror
C	BBC One	BBC	BBC
	BBC Two	BBC	BBC
	ITV1	ITN	ITV
	Five	Sky	Northern Shell
	Sky News channel	Sky	Sky
	The Times	News Corp.	News Corp.
D	Sky News channel	Sky	Sky
	Financial Times	Pearson	Pearson
	CNN	その他	その他

卸売ニュース提供メディアに関する
「クロスメディア利用動向率
(share of references)」の試算例

BBC	: 6 ÷ 20 = 0.30	⇒ 30%
Sky	: 4 ÷ 20 = 0.20	⇒ 20%
ITN	: 4 ÷ 20 = 0.20	⇒ 20%
News Corp.	: 2 ÷ 20 = 0.10	⇒ 10%
上記以外	: 4 ÷ 20 = 0.20	⇒ 20%

小売ニュース提供メディアに関する
「クロスメディア利用動向率
(share of references)」の試算例

BBC	: 6 ÷ 20 = 0.30	⇒ 30%
Sky	: 2 ÷ 20 = 0.10	⇒ 10%
News Corp.	: 2 ÷ 20 = 0.10	⇒ 10%
ITV	: 2 ÷ 20 = 0.10	⇒ 10%
Channel 4	: 2 ÷ 20 = 0.10	⇒ 10%
上記以外	: 6 ÷ 20 = 0.30	⇒ 30%

卸売又は小売
メディアの回答数 ÷ いつも利用しているニュース
情報源のメディアの回答総数 = クロスメディア利用動向率
(share of references) %

卸売ニュース提供メディアの仕分表

卸売ニュース提供メディア	構成
BBC	BBC 各テレビチャンネル、BBC全国ラジオチャンネル、BBC ローカルラジオチャンネル、BBCウェブサイト
ITN	ITV、Channel 4、ITVウェブサイト、Channel 4ウェブサイト
News Corp.	Fox News、Star News、Sun、Times、News of the World、Sunday Times、Times/Sunday Timesウェブサイト、Sunウェブサイト、News of the Worldウェブサイト
Sky	Sky news、Sky newsウェブサイト、Five、Classic FM、Absolute Radio、その他の全ての商業ラジオ局(TalkSport等)
Northern Shell	Daily Star、Daily Express、Sunday Star、Sunday Express、Starウェブサイト、Daily Expressウェブサイト
DMGT	Daily Mail、Mail on Sunday、Daily Mail websiteウェブサイト
Trinity Mirror	Daily Mirror、Daily Mirrorウェブサイト、Sunday Mirror、People、Daily Post、Western Mail、Wales on Sunday
Telegraph Media Group	Telegraph、Sunday Telegraph、Telegraph/Sunday Telegraphウェブサイト
Guardian Media Group	Guardian、Observer、Guardianウェブサイト
Independent Print Ltd.	Independent、Sunday Independent、Independentウェブサイト
Pearson	Financial Times、Financial Timesウェブサイト
その他	CNN、Euro News、その他のテレビチャンネル、Morning Star、Herald/Scotsman/Daily Record、全ての地域・ローカル新聞、Sunday Herald、週刊誌、その他日曜版/週刊ニュース雑誌、TalkSport、その他のラジオ局、Google News/Yahoo news /MSN news、ブログ、その他ウェブサイト

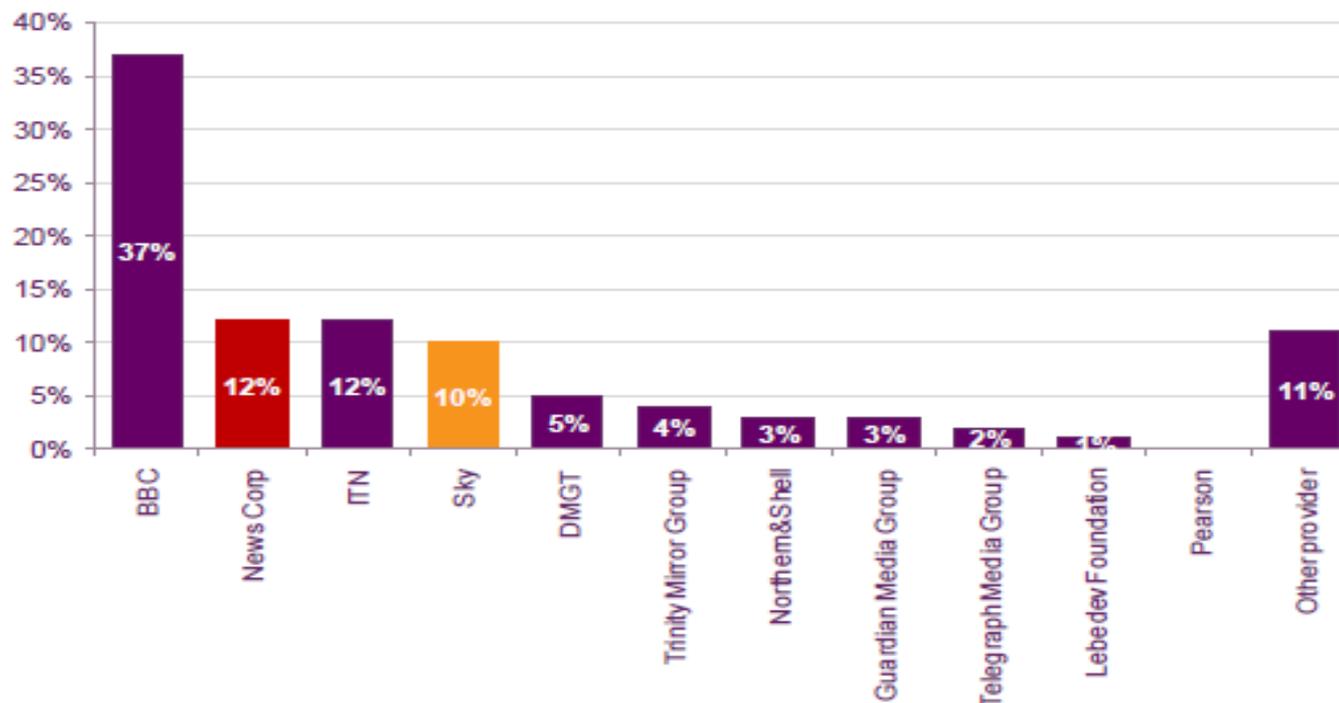
小売ニュース提供メディアの仕分表

小売ニュース提供メディア	構成
BBC	BBC 各テレビチャンネル、BBC全国ラジオチャンネル、BBC ローカルラジオチャンネル、BBCウェブサイト
ITV	ITV、ITVウェブサイト
News Corp.	Fox News、Star News、Sun、Times、News of the World、Sunday Times、Times/Sunday Timesウェブサイト、Sunウェブサイト、News of the Worldウェブサイト
Sky	Sky news、Sky newsウェブサイト
Channel 4	Channel 4、Channel 4ウェブサイト
Northern Shell	Five、Daily Star、Daily Express、Sunday Star、Sunday Express、Starウェブサイト、Daily Expressウェブサイト
DMGT	Daily Mail、Mail on Sunday、Daily Mail websiteウェブサイト
Trinity Mirror	Daily Mirror、Daily Mirrorウェブサイト、Sunday Mirror、People、Daily Post、Western Mail、Wales on Sunday
Telegraph Media Group	Telegraph、Sunday Telegraph、Telegraph/Sunday Telegraphウェブサイト
Guardian Media Group	Guardian、Observer、Guardianウェブサイト
Independent Print Ltd.	Independent、Sunday Independent、Independentウェブサイト
Pearson	Financial Times、Financial Timesウェブサイト
商業ラジオ	Classic FM、Absolute Radio、TalkSport、その他の全ての商業ラジオ局
その他	CNN、Euro News、その他のテレビチャンネル、Morning Star、Herald/Scotsman/Daily Record、全ての地域・ローカル新聞、Sunday Herald、週刊誌、その他日曜版/週刊ニュース雑誌、その他ラジオ局、Google News/Yahoo news /MSN news、ブログ、その他ウェブサイト

【買収前】

卸売ニュース提供においてはBBCが37%で1位、続いて、ニュース社とITNが同率12%で2位、BSkyBは10%で4位であり、BBCに続く第2グループに3社が存在する。

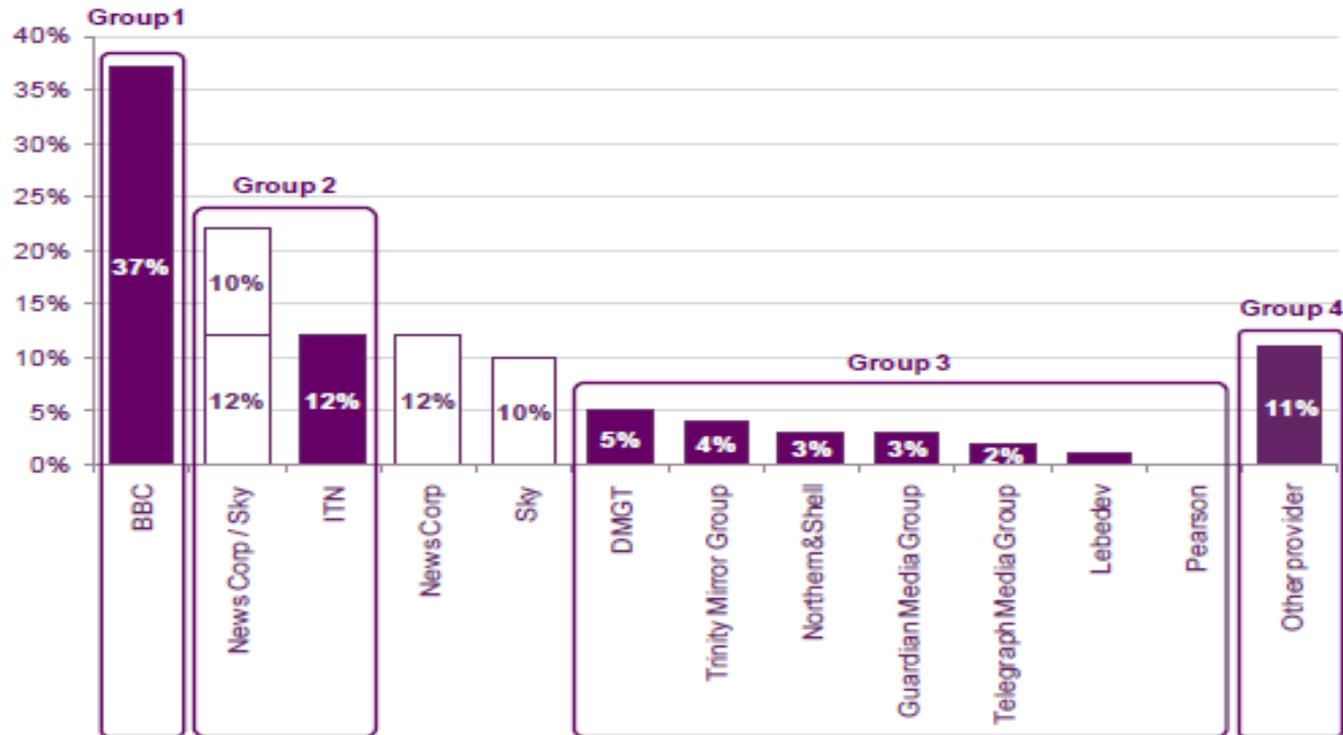
Figure 20 - Share of references for all sources of news, at wholesale level (Base: regular users of news, 96% of GB population)



【買収後】

卸売ニュース提供においてはBBCが37%で1位、
 続いて、企業結合によりニュース社・BSkyBが22%となり単独2位へ、
 ITNは依然第2グループではあるものの、3位へ後退。

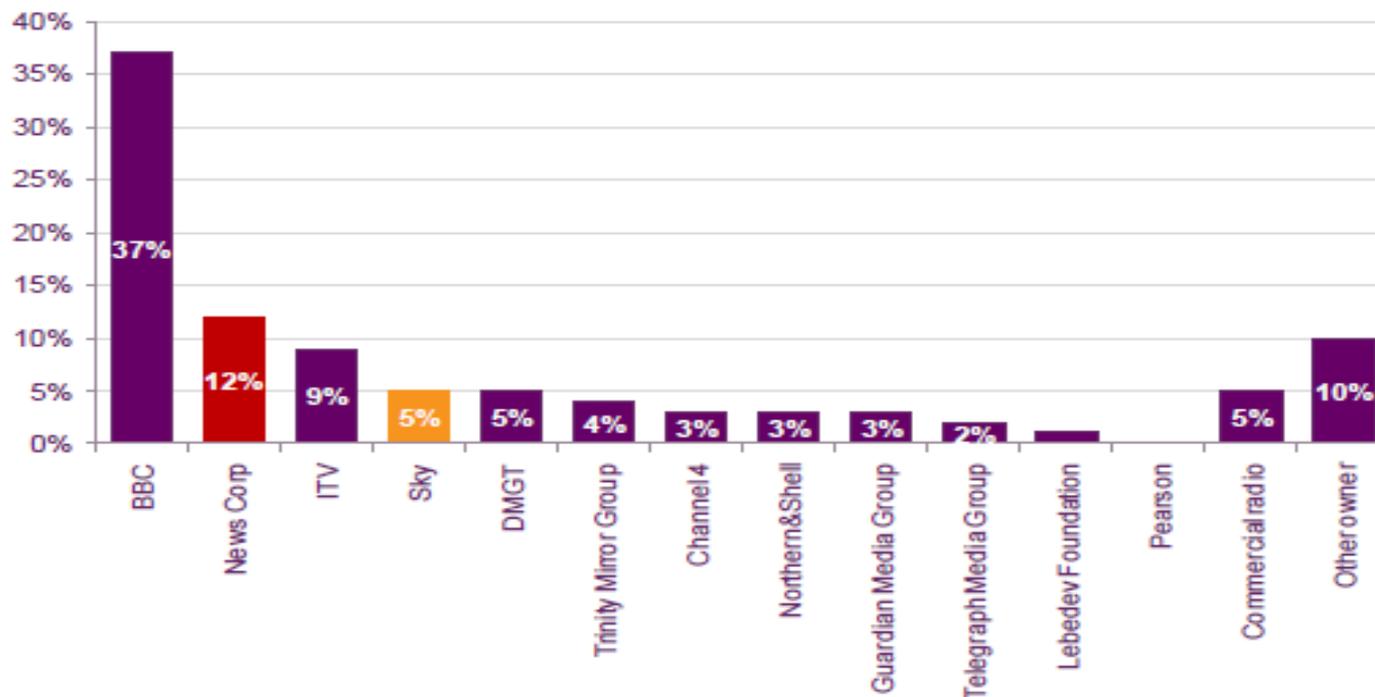
Figure 29 - Share of references for all news sources, at wholesale level (post -transaction) (Base - all regular news users)



【買収前】

小売ニュース提供においては、BBCが37%で1位、
 続いて、ニュース社が12%で2位、
 ITNからニュース提供を受けるITV(channel 3)が9%で3位と続く。

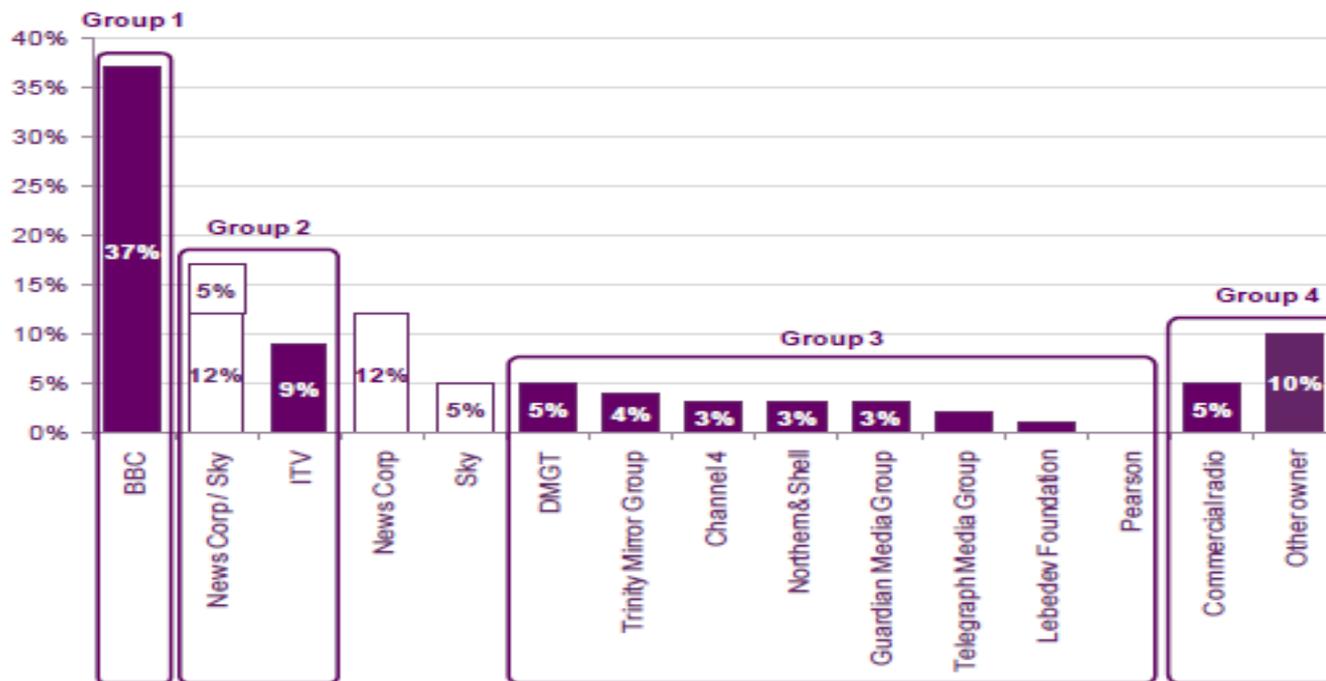
Figure 21 - Share of references for all sources of news, at retail level
 (Base: regular users of news, 96% of GB population)



【買収後】

小売ニュース提供においては、BBCが37%で1位、続いて、企業結合によりニュース社・BSkyBが17%で2位、ITNからニュース提供を受けるITV(channel 3)は依然第2グループではあるものの9%で3位となり、2位と3位に2倍の差が生じることとなる。

Figure 30 - Share of references for all news sources, at retail level (post – transaction) (Base – all regular news users)



英国通信庁(Ofcom)はニュースの視聴等について、オンライン・ニュースやソーシャルメディアなど新たなメディアも測定対象とした上で、統一的にメディア多様性を測定する「クロスメディア利用動向率 (share of references)」という新しい指標を導入して、BSkyB買収事件の結論を得た。

BSkyB買収事件は、第2グループを形成する第2位と第4位のメディア企業の結合であり、ニュース・コーポレーション社のメディアの影響力は、BSkyBのニュースチャンネル「Sky News」を吸収することで、卸売段階では12%から22%に、小売段階では12%から17%となり、いずれも第3位との差が2倍近くにまで上昇する。

BSkyB買収事件に対する英国通信庁 (Ofcom) の結論

「当該合併事案について、英国内の視聴者にニュースを提供するメディア企業を支配する者 (persons with control of media enterprises) について、十分な多様性が確保されなくなるおそれがあることから、公共の利益を害するおそれがあるものと考える。」

Ofcom「ニュース・コーポレーションによるBSkyB買収事件における公益性審査基準に関する調査報告書」(2010.12.31) p90, 7.1
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/public-interest-test-nov2010/statement/public-interest-test-report.pdf>

この調査結果から、BSkyB買収計画の適否は、「Sky News」のニュース・コーポレーション社からの「編集権の独立」が鍵を握ることとなった。

「Sky News」の編集権の独立を巡る議論につき、数永信徳「英国におけるクロスメディア所有規制に関する事例研究－BSkyB 買収事件:代替案(UIL)の提示による議論の応酬－」(総務省『情報通信政策レビュー』第7号, 2013.10) 参照。
http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/icp_review/07/3kazunaga2013-special2.pdf

2011年7月にBSkyB買収事件が意外な結末となった後、あらためて2011年10月、英国文化・メディア・スポーツ大臣(DCMS)は英国通信庁(Ofcom)に対して、メディア多様性の測定手法に関して以下の事項を諮問。

BSkyB買収事件後に残された課題

- ① ニュースの提供に当たって、絶対的な限界値を設定することは現実的であるか？
⇒ 現在は明確な閾値は無い。
- ② クロスメディア所有規制の審査は、英国の現行法制度上、メディア企業の買収事件が発生しない限り行われませんが、これについて、どのように考えるか？
⇒ 例えば、定期的なメディア集中の審査の実施。
- ③ メディア多様性の測定の枠組みの中に、インターネットを含めて考えるべきか？
⇒ 英国の現行法制度上、インターネットは「メディア企業」には含まれていない。
- ④ メディア多様性の測定の枠組みの中に、BBCを含めて考えるべきか？

Ofcom「メディアの多様性の測定に関する報告書」(2012.6.19) Annex 1の諮問書をもとに作成。
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/measuring-plurality/statement/statement.pdf>

これらの課題について、英国文化・メディア・スポーツ省(DCMS)において現在検討が進められている状況。

英国文化・メディア・スポーツ省(DCMS)「メディア所有と多様性－意見募集－」(2013.7.30意見募集開始、2013.10.22意見提出期限)、提出意見取りまとめ中(2014.2.28確認) <https://www.gov.uk/government/consultations/media-ownership-and-plurality>

英国のメディア多様性の測定手法は、オンライン・ニュースやソーシャルメディアといった新たなメディアもメディア多様性の調査対象に含めた上で、異なるメディアを統一的に測定する「クロスメディア利用動向率 (share of references)」という新しい指標を導入したことに大きな意義があり、先進的な事例であるといえる。

インターネットの社会基盤化を背景に、メディアを巡る環境が大きく変化していく中で、英国では「クロスメディア所有規制」をはじめとするメディア多様性のあり方について、新たな議論が展開されている。

私たちの身近では、どうだろうか？

もう一度、あなたのニュースの情報源としてのメディアは何ですか？

【インターネット検索サイトを運営しているY社ニュース編集部】

「(記事は、)公共性の高いものや社会的関心が高いものを中心に選んでいる。」

「(このニュースサイトへの)月間閲覧回数は、約80億回に上る。」

※2014年2月3日(月)テレビ東京「WBS ワールドビジネスサテライト」より

※インターネットでのニュース配信は、これまで新聞社の記事へのリンクを貼った複製記事が主流であったが、例えばこのニュースサイトでは、2014年2月15日(土)に「歴史的積雪 なぜ特別警報出さず」という見出しで従来の新聞社の記事に依らないニュース配信が行われている。

朝起きて、一番初めにニュースを見るのは・・・？

新たなメディアの出現でメディアの多様性が促進されることは素晴らしいこと。

そして、その現実を正確に把握することは何より重要なこと。

- [1] Rachael Craufurd Smith & David Tambini, 'Measuring Media Plurality in the United Kingdom: Policy Choices and Regulatory Challenges', 4(1) Journal of Media Law 35-63, 2012, UK
<http://www.lse.ac.uk/media@lse/research/pdf/Innovation-and-Governance/Tambini-and-Craufurd-Smith---Measuring-Media-Plurality-in-the-UK-.pdf>
- [2] 市川芳治「メディア多元性を保障する競争法の射程の検討－EU・英国の状況を中心に－」InfoCom REVIEW52号, 情報通信総合研究所(2010)p31以下参照
- [3] 佐々木秀智「米国の新聞・放送相互所有規制と連邦憲法修正第1条」海外情報通信判例研究会報告書(第一集)総務省情報通信政策研究所(2010)p139以下参照
- [4] 曾我部真裕「マスメディア集中排除原則の議論のあり方」法律時報83巻2号(2011.2)p93以下参照
- [5] 長谷部恭男『テレビの憲法理論』弘文堂(1992) p94以下参照
- [6] ジョン・ミドルトン『報道被害者の法的・倫理的救済論』有斐閣・一橋大学大学院法学研究科叢書(2010)
- [7] 村田淑子「英国合併規制における少数株式の取得とメディア多元性」公正取引No. 728 (2011.6)p80以下参照
- [8] 山口いつ子『情報法の構造』東京大学出版会(2010)p213-p231「第9章 集中排除原則の緩和と情報の多様性」参照
- [9] 渡辺昭成「イギリス合併規制と公共の利益」比較法学第35巻第2号(2002)p153以下参照